

名古屋市達第32号

府 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市副市長担任事務規程（平成19年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月15日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のよう に改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（担任事務）</p> <p>第2条 副市長は、次の区分により事務を担任する。</p> <p>（略）</p> <p><u>松雄副市長</u></p> <p><u>観光文化交流局</u></p> <p><u>緑政土木局</u></p> <p><u>上下水道局</u></p> <p><u>交 通 局</u></p> <p><u>教育委員会事務局</u></p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、防災危機管理に関する事務は中田副市長が、子ども及び親の支援に関する事務並びに女性の活躍推進に関する事務は杉野副市長が、<u>子ども及び親の支援に関する事務は</u> <u>松雄副市長が担任する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>（担任事務）</p> <p>第2条 副市長は、次の区分により事務を担任する。</p> <p>（略）</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、防災危機管理に関する事務は中田副市長が、子ども及び親の支援に関する事務並びに女性の活躍推進に関する事務は杉野副市長が担任する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

- 1 この達は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この達による改正前の第2条及び第3条第1項の規定により松雄副市長が担任していた事務については、当分の間、中田副市長が担任する。